

宮労発基 0110 第 20 号  
令和 6 年 1 月 10 日

関係機関・団体の長 殿

宮城労働局長  
(公印省略)

### 「手すり先行工法等に関するガイドライン」について

平素より労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における足場からの墜落・転落災害防止については、労働安全衛生法令及び「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」(平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号) の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) に基づく手すり先行工法の普及により、その対策を図ってきたところです。

当該ガイドラインについては、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書(令和 4 年 10 月)において内容の充実が提言されており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(令和 5 年 6 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図ることとされたことを踏まえ、最新の足場機材や安全基準、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。)等の内容を盛り込み、今般、ガイドラインが別紙のとおり改正され(以下「改正ガイドライン」という。)ました。

当該基本計画では、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策について「その周知とフォローを行うこととされていることから、貴機関・団体におかれましても、改正ガイドラインの趣旨、内容等について御了知いただくとともに、改正ガイドラインの一層の周知とその定着を図るため、会員の皆様への周知及び改正ガイドラインに基づく足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。